

【令和2年度要求額898百万円（865百万円）】

拡大する気候変動影響に対する各主体の適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

## 1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 国際連携により、開発途上国における気候変動影響評価・計画策定を推進する。
- ④ 本邦事業者等の優れた適応に係る技術、製品、サービスの海外展開を支援する。
- ⑤ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

## 2. 事業内容

○気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。

そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。

○平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。

○環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。

- ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
- ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業（新規）
- ・国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進
- ・適応策のPDCA手法確立調査事業
- ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～令和7年度（予定）

## 4. 事業イメージ

○気候変動適応における広域アクションプラン策定事業  
(新規)



- ・全国7地域の広域協議会及び分科会活動を実施。
- ・地方公共団体の区域を超えた気候変動影響に対し、構成員が連携して適応策を検討。
- ・地域の重要課題については、各分野の施策間のトレードオフ等を回避し、コベネフィットを考慮した幅広い視点で適応策を検討し、アクションプランを策定。